

2025年度 U12ブロックDC インテグリティ講習資料

JBA ユース育成部会

2025/8

これまでの成果

一定層に対しては成果あり

なぜまだ暴言が残るのか

問題を起こすコーチに
情報が届いていない

ダメなのはわかっているが
やめられない、
指導の仕方がわからない

指導資格停止にあたる

事案であることの理解が不足

子供たちの人生に
トラウマを残すこと

バスケ嫌いを生み出すこと

大きなことが起こると
(皆さんの周囲の)
バスケの価値が毀損される

1. 指導者が避けるべき行動
2. 指導者に期待される行動
3. 処分基準と事例

指導者の不適切なコトバ（１）

□ 質問形式で問い詰める（答えようがない）

「何回言われたら分かるの？」

「どうしてそういうことするの？」

「ねえ、何やってるの？」

「誰に向かってそんな口のきき方をするんだ？」

【川上康則 2022 教室マルトリートメント、東洋館出版社、p.35 引用】

指導者の不適切なコトバ（２）

□ 本当の意図を語らず、裏を読ませようとする（指導者の思い通りに動かそうとする）

「やる気がないなら、やらなくていい」

「もう勝手にすれば」

「好きにすればいいじゃん」

→「やりなさい」「勝手は許さない」

【川上康則 2022 教室マルトリートメント、東洋館出版社、p.35 引用・改変】

指導者の不適切なコトバ（３）

□ 脅して動かそうとする（脅迫・威嚇）

「早くしないと、〇〇させないから」

「じゃあ、〇〇できなくなるけどいいんだね」

「もうみんなとは〇〇させられない」

【川上康則 2022 教室マルトリートメント、東洋館出版社、p.35 引用】

指導者の不適切なコトバ（４）

□ 虎の威を借る（だから、やっちゃいけないよ）

「お母さんに言うよ」

「お父さんを呼ぶよ」

「〇〇コーチに怒ってもらうからね」

【川上康則 2022 教室マルトリートメント、東洋館出版社、p.36 引用・改変】

指導者の不適切なコトバ（５）

- **下級生と比較する**（侮辱、軽視、バカにする）
「そんなこと1年生もやりません」
「そんな子は1年生からやり直してください」
「幼稚園に戻りたい？」

【川上康則 2022 教室マルトリートメント. 東洋館出版社. p.36 引用】

指導者の不適切なコトバ（６）

- **指導者側に責任がないことを強調する**
「ダメって言ったよね」
「もうやらないはずだったよね」
「さっき約束したばかりだよ」

【川上康則 2022 教室マルトリートメント. 東洋館出版社. p.36 引用】

指導者の不適切なコトバ（７）

- **見捨てる**（無視、放置、ネグレクト）
「じゃあ、もういい」
「さよなら」
「バイバイ」

【川上康則 2022 教室マルトリートメント. 東洋館出版社. p.37 引用】

指導者の不適切なオコナイ(1)

□ 高圧的な指導、大声で怒鳴る

指導者の過度な期待に、子どもを無理矢理に応えさせようとしていないか。

成果が実現しない焦りから、高圧的に迫り、子どもが指導者の顔色ばかりをうかがっていないか。威圧によって、子どもをコントロールしようとしていないか。

【川上康則 2022 教室マルトリートメント、東洋館出版社、p.16-37参考】

指導者の不適切なオコナイ(3)

□ こどもを放置する(無視する)

一生懸命、指導者にアピールしてきているのに、その子どもを無視していないか。

子どもの積極性や努力を「正しく評価されていない」という気持ちは、こころを燻らせ、指導者への不信感を募らせる。その場の流れに合わないからといって無視してはイケナイ。

【川上康則 2022 教室マルトリートメント、東洋館出版社、p.40 要約引用】

指導者の不適切なオコナイ(2)

□ 目を合わせない、笑いかけない

一度も言葉を交わさずに、一日を過ごしてしまうような子どもはいないか。

指導者は、限られた時間の中で「心の安全地帯」となっているか。目を合わせ、笑いかけることで、「見ているよ」「大丈夫だよ」という安心感を子どもに与えているか。

【川上康則 2022 教室マルトリートメント、東洋館出版社、p.39 要約引用】

指導者の不適切なオコナイ(4)

□ 正当な理由もなく参加させない、一方的に練習から排除する

「上手くできないなら見ていなさい」と伝えるのは「指導者としての役割の放棄」や「子どもの排除」を意味する。

苦手さを理解し、スモールステップで子どもに自信を持たせてあげることが肝心である。

【川上康則 2022 教室マルトリートメント、東洋館出版社、p.42 要約引用】

指導者の不適切なオコナイ(5)

□ 必要な賞賛をしない、成長を価値づけない

「よく頑張ったね」と子どもの努力を認め、
「できたね！よくやった！」と子どもを賞賛することはとても大切である。

子どもの成長に関心を抱く一方、励ましなどの適切な言葉がけを放棄してはイケナイ。

【川上康則 2022 教室マルトリートメント. 東洋館出版社. p.42-43 要約引用】

指導者の不適切なオコナイ(6)

□ 必要な情報の提供や共有を怠る

子どもについての悩みや苦勞を他者と共有しないことは「可能性の放棄」にもつながる。

「自分には自分のやり方がある」は諸刃の剣。確かに、それが功を奏することもあるが、「こどもとの関わり」は社会的な営みであり、「独善的」「独裁的」であってはならない。

【川上康則 2022 教室マルトリートメント. 東洋館出版社. p.43-44 要約引用】

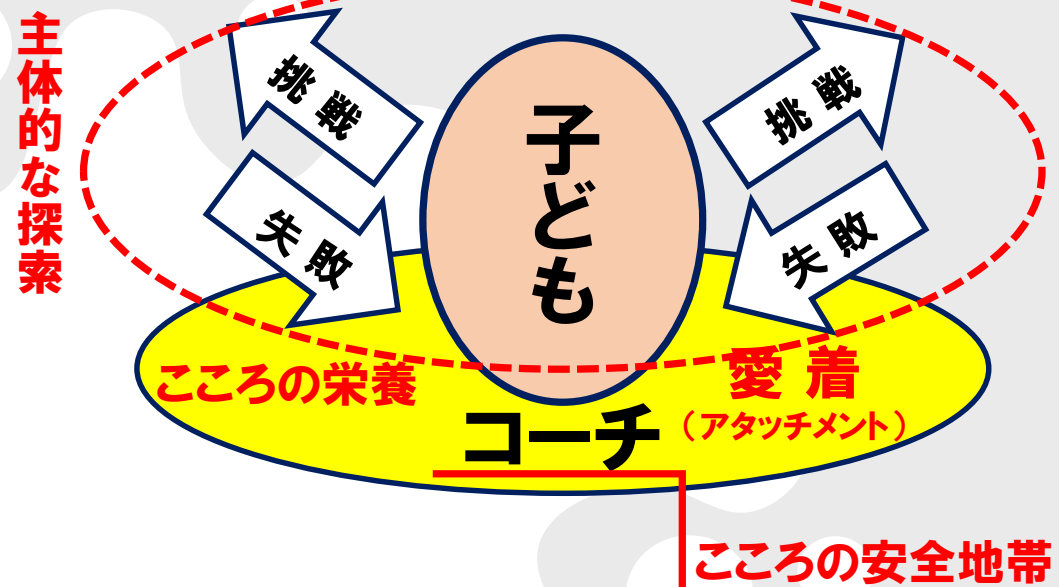
指導者の不適切なオコナイ(7)

□ 子どもの気持ちや心理的な危機に気づけていない

「本来怠ってはいけない危険の察知ができていない」ことも大きな問題である。

危険を放置すること、例えば、熱中症が危惧される中で水分補給を怠ったり、いじめを放置することも絶対にあってはならない。

【川上康則 2022 教室マルトリートメント. 東洋館出版社. p.45 参考・引用】



健全な『絆』を深めていく

- 子どもを指導すると同時に、子供からも学ぶという姿勢を有する(相互性)
- 『やる気』を引き出す(動機づけ)
- 押付けるのではなく、子どもと一緒にって価値観・文化を作り上げていく

アタッチメントのつくり方

- 目を合わせる
- 笑いかける
- 語りかける
- 触れ合う
- 感謝を伝える
- 努力や過程を認める

信頼関係
ラポール

自分のことを
気にかけてくれている

自分のことを
分かってくれている

安心して
挑戦することができる

自己を振り返り、改善し続ける！

- 見直すべきは、自分自身だと理解する
- 頭で理解できたとしても、腑に落ちない
- 例え、腑に落ちたとしても、行動できない
- 行動できても、不器用でうまくいかない

- 常に自己反省に基づき、体質改善を目指す

処分基準 と 事例

- 1) スポーツ活動またはこれに準じる活動に関する、身体の接触又は身体への直接的な加害を伴う遵守事項違反
- 2) スポーツ活動またはこれに準じる活動に関する、身体の接触及び身体への直接的な加害を伴わない遵守事項違反
- 3) スポーツ活動またはこれに準じる活動に関する、性的虐待、セクシュアル・ハラスメント
- 4) 教唆・幫助・放置
教唆：そそのかし実行させること
幫助：実行を容易にさせること
放置：是正すべき義務を有するにもかかわらずこれを放置すること、または適切な対応を行わないこと
- 5) 所属クラブ・チーム等における各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理
- 6) 注意又は嚴重注意を受けた登録者等が、本会が指定する期間内に再教育プログラムを修了しないこと

表 1. スポーツ活動又はこれに準じる活動に関する、身体の接触又は身体への直接的な加害を伴う遵守事項違反

違反行為の程度・結果	処分内容 公認スポーツ指導者／スポーツ少年団
被害者が傷害を負わなかった	資格停止 6 か月／活動禁止 6 か月
被害者が全治 2 週間の傷害を負った	資格停止 1 年／活動禁止 1 年
被害者が全治 1 か月の傷害を負った	資格停止 2 年／活動禁止 2 年
以下のいずれかに該当する ①被害者を退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②被害者を死に至らしめた ③被害者が全治 1 か月を超える傷害を負った ④被害者が重大な後遺障害が残る傷害を負った ⑤その他被害者の心身に重大な障害を与えた ⑥刑事処分をされた	資格取消／無期の活動禁止

＜考慮すべき要素＞

- ①違反行為の態様（暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等）
- ②加害者の地位・立場、被害者との関係
- ③加害者の人数
- ④違反行為による結果や影響（周囲の者への影響を含む）
- ⑤被害者の身体的負荷の程度（暴行にとどまるか傷害や死亡に至ったか）
- ⑥被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む）
- ⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）
- ⑧加害者の動機、加害意図の程度、違反行為に至る経緯
- ⑨被害者の言動、態度等
- ⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）

＜加重・軽減要素の例＞

○加重要素（処分内容を重くする）

加害者あるいは被害者が複数の場合、傷害の程度が重度な場合、傷害により選手生命が短縮される・スポーツ活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合、退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、複数回又は継続的に行われていた場合、過去に別の事案につき本会の処分を受けたことがある場合等

○軽減要素（処分内容を軽減する）

真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合

備考（適用条項）

登録者等処分規程第3条第1項

- ・(1)暴力・暴行その他の身体的虐待
- ・(5)パワー・ハラスメントの一部
- ・(6)アルコール・ハラスメントの一部
- ・(7)その他のハラスメントの一部

が該当するが、これに限らない

※(3)性的虐待及び(4)セクシュアル・ハラスメントを除く

表 2. スポーツ活動又はこれに準じる活動に関する、身体の接触及び身体への直接的な加害を伴わない遵守事項違反

違反行為の程度・結果	処分内容 公認スポーツ指導者／スポーツ少年団
1 回又は 2-3 回の軽微な行為であり、かつ被害者のスポーツ活動に支障が生じるに至らなかった	注意
継続的又は重大な行為であり、かつ、被害者のスポーツ活動に支障が生じるに至らなかった	厳重注意
行為の内容にかかわらず、被害者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止 1 年／活動禁止 1 年
行為の内容にかかわらず、以下のいずれかに該当する ①被害者を退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②被害者を死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	資格取消／無期の活動禁止

＜考慮すべき要素＞

- ①違反行為の態様（回数や継続性、被害者数等）
- ②加害者の地位・立場、被害者との関係
- ③加害者の人数
- ④違反行為による結果や影響（周囲の者への影響を含む）
- ⑤被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む）
- ⑥被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）
- ⑦加害者の動機、加害意図の程度、違反行為に至る経緯
- ⑧被害者の言動、態度等
- ⑨加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）

＜加重・軽減要素の例＞

○加重要素

加害者あるいは被害者が多数いる場合、用いられた暴言内容の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者が未成年の場合、加害行為によって被害者またはその親族等の進学・就職等私生活に支障が出ている場合、過去に別の事案につき本会の処分を受けたことがある場合等。

○軽減要素

真摯に反省している、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等

備考（適用条項）

登録者等処分規程第3条第1項

- ・(2) 暴言（被害者本人のみならずその親族に関する暴言も含む）その他の精神的虐待
- ・(8) 無視・ネグレクト
- ・(5) パワー・ハラスメントの一部
- ・(6) アルコール・ハラスメントの一部
- ・(7) その他のハラスメントの一部
- ・(10) 差別的言動
- ・(14) 名誉毀損
- ・(15) プライバシー侵害

が該当するが、これに限らない

※(3) 性的虐待及び(4) セクシュアル・ハラスメントを除く

※本表の違反行為には、個人の能力を貶めるような言動、指導の範囲を超えて練習中や試合中のミスを責めるような言動、被害者の進学や就職、他のスポーツクラブ等への移籍等を妨害する行為、被害者の親族等に危害を加える等の脅し行為行為、被害者の親族等に危害を加える等の脅し行為、安全配慮義務違反、高温注意情報が出ている時の無理な練習、水分を摂取させない等も含まれる。

- ・(2) 暴言（被害者本人のみならずその親族に関する暴言も含む）その他の精神的虐待
- ・(8) 無視・ネグレクト
- ・(5) パワー・ハラスメントの一部
- ・(6) アルコール・ハラスメントの一部
- ・(7) その他のハラスメントの一部
- ・(10) 差別的言動
- ・(14) 名誉毀損
- ・(15) プライバシー侵害

が該当するが、これに限らない

※(3) 性的虐待及び(4) セクシュアル・ハラスメントを除く

バスケットボール関連事案における行為と処分の一覧

年齢層	行った行為	処分
U12	身体的接触、精神的虐待、暴言（例：「死にたいか？」）を含むLINEメッセージの送信	登録資格停止 6ヶ月
U12	生徒を椅子の上に立たせる、外に出す、頭を叩くなどの身体的・精神的暴力	登録資格停止 6ヶ月
U12	暴言、襟を掴む、顔を叩くなどの身体的・精神的暴力	登録資格停止 6ヶ月
U15	暴言（例：「馬鹿」）、過度な練習（嘔吐するまで走らせる）	登録資格停止 6ヶ月
U15	暴言、ボールをぶつける、負傷した生徒に練習を強いる	登録資格停止 6ヶ月
高校生	暴言（例：「バカ」「死ね」）、ハラスメント	登録資格停止 6ヶ月
全年齢層	暴言、身体的暴力（頭を叩く、壁に押し付ける、平手打ち）、性的ハラスメント	登録資格停止 6ヶ月
全年齢層	身体的暴力（叩く、蹴る）	登録資格停止 6ヶ月
U12	叩く、蹴るなどの身体的暴力	登録資格停止 9ヶ月
全年齢層	暴言、ボールをぶつける、過度な練習	登録資格停止 1年6ヶ月
U12	協会に無断で金銭（指導料等）を徴収し、個人的に流用	登録資格停止 2年
U12	ボールをぶつける、蹴る、過度な練習（嘔吐するまで走らせる）、暴言（例：「馬鹿」）などの身体的・精神的暴力	登録資格停止 2年6ヶ月

解決策を考えたい

**あなたはいいアイデアを
持っていますか？**

インテグリティ委員長になった皆様と仮定して

インテグリティを理解しない

自分ごととしない

コーチへのアプローチ

**都道府県内で啓発を！
継続的に！
仲間を作ろう・広げよう！
U12だけではない対応を！**

安全な環境を作り
安心してバスケットボールが
楽しめる環境を作る
リーダーとなっていただきたい

子どもたちの未来に
責任を持つ
コーチングをしよう！
＜DCから＞